

2月定例総会議事録

- 1 日 時 令和2年2月28日(金) 午後2時～
- 2 場 所 保健福祉センター 3階 市民交流室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号4番の竹下静江委員と5番の赤羽功委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

塩尻地区	全3件 承認	片丘地区	全4件 承認
広丘・高出・吉田地区	全7件 承認	洗馬地区	全8件 承認
宗賀・檜川地区	全4件 承認	北小野地区	

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積2,330㎡を洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作につきましては、〇〇〇さんが耕作する予定となっています。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の田、面積1,066㎡外1筆合計面積1,817㎡を宗賀〇〇〇番地1号にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。

後作は〇〇〇です。地区会としては可といたしました。総会のご意見を申し上げます。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を片丘地区でお願いします。
- ・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番4の畑、面積766㎡を片丘〇〇〇番地12にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は予定がありません。地区会としては可といたしました。総会のご意見を申し上げます。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の畑、4,455の内2,032㎡を洗馬〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇氏へ賃貸借する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見を申し上げます。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘高出〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番2の畑、面積2,330㎡を広丘堅石〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんへ使用貸借する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見を申し上げます。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を広丘地区でお願いします。
- (古田委員 退室)
- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番1の田、面積959㎡を松本市宮渕〇〇〇番30号にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇

○氏ということです。地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。

- ・塩原議長 この農地は、昨年そば栽培を行った農地で、利用される方が見つかったので解約となるものです。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- (古田委員 入室)
- ・塩原議長 続いて7番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します片丘○○○番の田、面積2,112㎡を松本市宮渕○○○番30号にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて8番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村○○○番地1にお住まいの○○○さんが所有します広丘野村○○○番の田、面積2,255㎡を松本市宮渕○○○番30号にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。売買による耕作予定があります。地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて9番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します広丘野村○○○番の田、面積637㎡外2筆、合計面積3,167㎡を松本市宮渕○○○番30号にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は耕作の予定ありです。地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 皆さん知りたがっていると思いますので、○○○さんという人の説明をお願いいたします。
- ・三村委員 広丘野村を中心としまして土地をかりて主に田ですけれども耕作をしている方です。管理が十分にできないということで、農業委員の方にも状況を見て頂いた経緯はありますが、米を作っているのか、稲を作っているのか分からない

という状況です。尚且つ、畦草を一度も刈ったことがないという状況です。ご本人が体調を悪くしてということで、今回、一部合意解約となりました。利用権が切れれば、地主の方たちも、外の方が変わっていくのではないかと思います。一応その中で耕作放棄地に近いような所が解消しますので地域としては大変ありがたいという状況です。

- ・塩原議長 ありがとうございます、本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて10番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の田、906㎡外4筆、合計面積3,626㎡を宗賀〇〇〇番地1号にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇で耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて11番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇番地5にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積1,922㎡外1筆、合計面積1,998㎡を洗馬〇〇〇番地2にある(株)〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇氏が耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて12番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積1,074㎡を洗馬〇〇〇番地4にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作予定であります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて13番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、1,203㎡外1筆、合計面積1,933㎡を洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇氏に売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて14番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 塩尻町〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します柿沢〇〇〇番1の田、774㎡外2筆、合計面積2,918㎡を下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。15番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 長畝〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します柿沢〇〇〇番1の田、552㎡外2筆、合計面積2,653㎡を下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。16番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します堀ノ内〇〇〇番1の田、1,113㎡を塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。17番を片丘地区でお願いします。
- ・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、558

m²を片丘〇〇〇番地21にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。18番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、359m²外1筆、合計面積926m²を片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇に貸付予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。19番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 静岡市清水区有東坂〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番1の田、1,081m²外1筆、合計面積1,442m²を宗賀〇〇〇番地4号にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇が耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。20番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇番地3にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、面積948m²を広丘吉田〇〇〇番地2にある(有)〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんに売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。21番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番2の畑、1,680m²外2筆、合計面積5,055m²を松本市大字今井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申

請がありました。後作は〇〇〇が耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。22番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑1,188㎡を松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇が耕作予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。23番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字今井〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積2,578㎡外2筆、合計面積6,760㎡を松本市大字今井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は中間管理機構で後で利用権設置でできます。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。24を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字今井〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積9,666㎡の内666㎡を塩尻市大字宗賀〇〇〇番地187にある(株)〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は中間管理機構で予定しています。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。25を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村〇〇〇番地5にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘野村〇〇〇番1の田、面積751㎡を松本市宮渕〇〇〇番30号にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は地

区内で耕作する人がおります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。26を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘野村〇〇〇番1の田、面積395㎡外2筆、合計面積6,321㎡を松本市宮淵〇〇〇番30号にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は地区内で耕作する人がいます。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全1件 承認
宗賀・檜川地区 全1件 承認	北小野地区

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑、413㎡の内119.46㎡を農業用倉庫とするため農振の軽微変更をするものです。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則農地転用が認められませんが、農業用倉庫であり許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 洗馬〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑、2,161㎡の内800㎡を農家住宅とするため農振の除外をするものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則農地転用が認められませんが、集落に接続しており、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。

地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全1件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区 全2件 承認	北小野地区 全1件 承認

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇番地100にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番1の畑、面積625㎡を、洗馬〇〇〇番地5にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 栃木県宇都宮市中今泉〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、面積2,922㎡を北小野〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地1号にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番の畑、面積255㎡を宗賀〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。

- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番1の果樹園、面積1,647㎡外1筆、合計面積2,637㎡を広丘堅石〇〇〇番地8にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>
全1件 承認	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 この案件は追認申請です。広丘吉田〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さん所有する広丘吉田〇〇〇番2の畑、面積327㎡外1筆、合計面積340㎡を、住宅・駐車場用地として農地転用するものです。この土地は、昭和45年に〇〇〇さんの父親が農地法の正規の手続きをしないまま、住宅を建設してしまったものです。その後、〇〇〇さん本人が昭和59年7月及び昭和60年7月に住宅・駐車場を建設して、現在も住宅・駐車場として利用しており農地への復旧は困難と思われます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇及び〇〇〇からそれぞれ500m以内にあり、かつ、上下水道が通っている市道に接続している第3種農地であり、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>
全1件 承認	全1件 保留

- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 最後の会議になりますが、太陽光の設定ということで、私なりの経験と結論を申しますと、地区会としての意見をまとめることができませんでした。前回

の案件の判断の案件で、農地の利用だけでなく、農地の法律的な解釈だけでなく多面的な要素があるということで東地区と一緒に話し合いをしてくれということで話をした経緯があるのですが、その時に前例がないという判断があったし、確かに前例がないので、このことに関しては、地区会の合意できないのに出していいのかということがありました。私自身の議決権を持つ内心の思いです。扱いは、私は最後になりますので、ここで決議して頂いても結構ですし、北小野の議決権が1人という中で最後の私の思いだということだけ受け止めて頂きたいと思います。北小野〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番1の田、面積809㎡を、上田市中丸子〇〇〇番地2にある〇〇〇に所有権を移転し、太陽光発電設備用地として農地転用するものです。

それは、〇〇〇というペーパーカンパニーです、場所は松本の浅間温泉にありました。この議案の中には、〇〇〇さん、不動産業、上田市中丸子〇〇〇番地2のこの方が所有権移転をして太陽光設備を設置したいということです。この件につきましては、私の内心の思いとして保留といたしました。それが結論です。事務局資料をみますと、議案5号1番北小野地区、北小野〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番1の田、面積809㎡を、これは現地をあるけば分かりますが、宅地が付随しております、合計すると太陽光の板で540枚になります、メガソーラーではないですけれども、農地法上の809㎡の議論だけではすまない、多面的要素があるということで保留といたしました。一つの保留の理由は、場所が北小野のメインです。銀座です、〇〇〇の150m、ガトリンスタンドがあります。北小野の〇〇〇、それを挟んで小野川その横に〇〇〇さんの過去に〇〇〇をやっていた宅地兼、多分雑種地だと思いますがその場所です。そこに809㎡以外のたした太陽光発電設備が設置されるということです。今日も現地を歩いてきたんですが、皆さんご存知の方もいると思いますが、〇〇〇の事務所になったところ、昔〇〇〇をやっていて空き地があってその後ろに赤いコーンが4個立っています。辰野町と塩尻市境に、太陽光発電設備が宅地だからできたということですが、この業者よりも骨組のしっかりした設備ができています。その〇〇〇さんという方は、インバーター、ブースターがついていて夜眠れないといっていました。それは、低周波ということで、宅地の所に、ナビとかいてありますので、〇〇〇とのあいだにそこに立つと思います。上ノ原にできた雑種地があって太陽光ができて、古町地区が徹底してやっていました。地元〇〇〇区長が馬券売り場ができるといわれた所で反対がありました。わたしの内心の思いの中での結論です。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、北小野支所から300m以内のため、〇〇〇さんの隣地の同意を農業委員がやっているということです。その時は、500mでした。第3種農地となり、許可要件を満たします。この書類の中には、作文がある。私が、「はい、分かりました。」と返事したと書いてありますが、だれも説明に来ていない。〇〇〇区長とも十分に話をしています。関係者の中で話をしたのは、〇〇〇区長さん、過去に中電の課長をやっている人です。これは、無理でと言っていた。〇〇〇の区長さんは、5名参加して、農業委員会というのは、太陽光のための

隣地同意をとるのが仕事かと言っていました。道義を守っていくというのは、一旦やってしまったら農地を守っていくのは、難しくなってしまう。

今回、生活環境課の〇〇〇さんに電話したら知らなかった。担当者に聞いていたが、確かにきましたと、ガイドラインがないという上田原の段階でもって連携をとって、もとに戻って、時をちょっとずらして、私も辞めますので保留をして地元につまびらかにして、〇〇〇は電話したら電話くれませんでした。〇〇〇さんは、困ったなとって呼ばれました。ということで、書類には、はいわかりました。と報告書を作られていることがあって、同意できますか、最後ですのでよろしく願いいたします。

- ・塩原議長 少し整理させていただきます。1番の案件は、田んぼ809㎡を太陽光発電設備に転用したいという申請です。周りの雑種地・宅地になにが出来ようが、農業委員会としては、タッチできないということですので、809㎡に対して赤羽委員さんは、保留という考えでよろしいですか？北小野地区として保留ということでもよろしいですか？
- ・赤羽委員 地区ということでなく、2人しかいない中で、議決権をもつ私の責任で出した結果のものです。
- ・神戸委員 周辺の合意がまだ完全に取りれていないということもありますし、一部中に申請中ということもありますので、一旦今回は、保留ということにしておいていただいて、もう一回、個々に回っているので、もうちょっと色んな方面からみて、空き家が出来ている状態なので、そういうところに太陽光が出来たりしてはいけないので、北小野地区としての考え方を区長会等に確認をして調整していきたいと思いますので、今回は、保留ということをお願いいたします。
- ・赤羽委員 河川法55条の規定による許可申請が2月末に申請の予定だがそれをまっぴらほしい。あの川が、菜種を作ろうと耕したら、今ブロッコリー作っているところだけしょうがなくやっているんだけど、トラクターが跳ね上がってしまって常識として農地とならない、なぜかという河川が氾濫して河床が上がったから、石をうめてあるところである。そういうことです。
- ・川上係長 河川法の許可申請が出ていないということですので、それが出た段階で議案として再度上げるということにしたいと思います。
- ・赤羽委員 ガイドラインとの関係で、生活環境で出しているのが、太陽光発電50kw以上、事業者が計画の概要が明らかになった時には、市役所に提出していると思いますが。関係自治会及び住民に対して、説明会の議事録を作成し市に提出すること。事業者は、事前に説明会を実施することとあるので、今回まわったのも説明会と言えるけれども。そういうことがあるので、発電出力と、太陽光の設備出力が違うのか、確かめてもらいたい。申請書の中に設置容量99.9kw、設置モジュール枚数540枚でメガソーラーではない。それで、809㎡のうちでは、540枚もないと思いますので、いろんなことを含めてしゃべって申し訳ないのですが、農地守ることをどういうことか考えて出した結論ですので、ご配慮をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。地元の地区会は保留

という結論に達したということですのでけれども。

- ・二木代理 塩尻市のガイドラインは皆さん配ってありますよね。もう一度、お互いに勉強しなきゃいけないと思いますが、ちょっと赤羽委員さんが言っていることが違っていているような気がします。必ず全部の案件について地元合意・地元説明が必要というようにはなっていないような気がします。
- ・赤羽委員 発電出力が50kw以下、で49.5kwなのでそれは、言えると思います。ただ言えることは、私は、賛成していないし、はい分かりましたとはならないと思います。
- ・三村委員 赤羽さんはこの関係の利害関係者ですか？
- ・赤羽委員 そうです。川を挟んでブロッコリーを作っているんだから。
- ・三村委員 利害関係者をここに入れてやるってこと自体は、まずいと思います。地区会意見も出ていますので。事務局で受理したということで、案件の説明を事前にももらえませんか？赤羽委員が読まなかった部分をちゃんと読んでいただきたいと思います。
- ・川上係長 農地区分でいうと当然第1種農地ですと太陽光発電所はできません。今回、農地区分を判定すると、北小野支所から300m以内ですので、第3種農地となりますので、原則転用可能ということで、許可要件を満たします。そういうことで、申請書を受け付けたということでございます。
- ・三村委員 地区会で決めた内容について、全体の中でいろいろ言うのはなんなので、地区会で結論がでるまで、書類としてきちんと揃うまで、一時保留としていただきたいと思います。
- ・塩原議長 書類が揃うまで保留ということですが。外にご意見ございますか？
- ・塩原議長 それでは、書類が出て地区会で承認されるまでは保留ということにしたいと思います。皆さんの挙手を持って承認といたいと思います。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 保留といたします。
- ・塩原議長 それでは、2番を宗賀地区でお願いします。先に事務局で説明をお願いします。
- ・川上係長 今回2番が9ページから10ページにかけて6件あります。これは、すべて(株)○○○の事業所・駐車場用地の農地転用の案件になります。事前にお配りした説明資料を見て頂きましてご審議の程よろしく願いいたします。6名の土地の所有者別に11筆合計面積6,486㎡の農地転用になります。事務局の説明は以上となります。

宗賀○○○番地にお住まいの○○○さんが所有する宗賀○○○番1の田871㎡、外2筆、合計面積2,252㎡を、宗賀○○○番地1にお住まいの○○○さんが所有する宗賀○○○番地1の畑993㎡、外2筆、合計面積1,572㎡を、長野市川中島町上氷鉋○○○番35にお住まいの○○○さんが所有する宗賀○○○番5の田18㎡を、宗賀○○○番地にお住まいの○○○さんが所有する○○○番2の田1,058㎡を、埼玉県上尾市平塚○○○番地2にお住まいの○○○さんが所有する宗賀○○○番1の田491㎡、外1筆、合計面積833㎡を、松本市石芝○○○番6号にお住まいの○○○さんが所有する○○○番1の畑753㎡を、総筆数11筆、総合計面積6,486㎡を、宗

賀〇〇〇番地にある株式会社〇〇〇さんに所有権移転をして、事業所・駐車場用地として農地転用するものです。

計画内容の説明。以上地区会の結果をお願いいたします。

- ・ 上條委員 この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 古田委員 これだけ広いところでは、農地法でしぼりとかないですか？
- ・ 川上係長 転用面積が30アールを超えると、地区常設審議会の対象となりまして、そちらに、もう一回審議されることになります。
- ・ 古田委員 真ん中に1件民家はあるが、特に規制はあるのですか？
- ・ 川上係長 特に問題はありません。
- ・ 塩原議長 外にご意見ご質問ありますか？
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続届）について

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区	全2件 承認
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

【報告】 事務局 川上係 3条届出 6件 報告。

- ・ 塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

塩尻地区		片丘地区	
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 4条届出（農業用施設） 1件 報告。

- ・ 塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届け出について

塩尻地区		片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 1件 報告。

- ・ 塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全4件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 県農業開発公社が所有します、広丘吉田〇〇〇番の田、外2筆、合計面積2,752㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘吉田〇〇〇番地イの1にお住まいの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を広丘地区でお願いします。
- ・長尾委員 県農業開発公社が所有します、広丘吉田〇〇〇番の畑、面積2,373㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘高出〇〇〇番地6にお住まいの〇〇〇さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 県農業開発公社が所有します、洗馬〇〇〇番1の田、面積848㎡外2筆合計面積6,388㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で塩尻町〇〇〇番地にある畑〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。4番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 松本市大字今井〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番2の畑、面積1,868㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。5番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 松本市大字今井〇〇〇番地3にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番1の畑、面積2,733㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。6番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地4にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積4,216㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。7番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘野村〇〇〇番の田、面積2,255㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。8番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇番地3にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、面積948㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

<u>塩尻地区</u>	<u>全41件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全32件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全37件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全38件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全12件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全10件 承認</u>

(塩原会長、三村委員、北澤委員、山崎委員 退室)

- ・二木代理 塩尻地区からお願いします。
 - ・百瀬委員 塩尻地区新規面積 28,495 m²筆数 24 筆、再設定面積 52,288 m²筆数 31。合計面積 80,783 m² 55 筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
 - ・二木代理 片丘地区お願いします。
 - ・赤羽委員 片丘地区新規面積 16,632 m²筆数 15、再設定面積 50,955 m²筆数 38 筆。合計面積 67,587 m²筆数 53、地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
 - ・二木代理 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
 - ・古田委員 広丘地区新規面積筆数 10,243 m²の 6 筆、再設定面積・筆数 67,827 m² 45 筆。合計面積筆数 78,070 m²の 51 筆すべて可といたしました。総会のご意見を願います。
 - ・二木代理 続いて洗馬地区お願いします。
 - ・三溝委員 洗馬地区新規面積 37,184 m²筆数 22、再設定面積 78,999 m²筆数 28 です、合計面積筆数 116,183 m²筆数 50 です、すべて可といたしました。総会のご意見を願います。
 - ・二木代理 続いて宗賀地区お願いします。
 - ・平林委員 宗賀地区新規面積 6,526 m²筆数 5、再設定面積 13,593 m²筆数 8、合計面積 20,119 m²筆数 13 筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見を願います。
 - ・二木代理 続いて北小野地区お願いします。
 - ・赤羽委員 北小野地区新規面積・筆数 0、再設定面積 11,448 m²筆数 10 です、合計面積筆数 11,448 m² 10 筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見を願います。
 - ・二木代理 新規面積総合計 99,080 m²筆数 72、再設定面積 275,110 m²筆数 160。総合計 374,190 m²筆数 232 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
 - ・事務局宮原 (5 件 6 筆報告)
 - ・二木代理 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
 - ・委員 (「異議なし」の声)
 - ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
 - ・農業委員 (全員挙手)
 - ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
- (塩原会長、三村委員、北澤委員、山崎委員 入室)

⑪ 塩尻市農業経営改善計画認定（認定農業者）について（農政課 上條主事）

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全4件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全11件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全4件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	

塩尻市青年等就農計画認定（認定新規就農者）について（農政課 上條主事）

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・二木代理 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・上條主事 （審査基準について資料に従い説明）
- ・二木代理 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 Aに関しても、目標内容はないんですか？
- ・上條主事 Aの方は、農業所得500万以上年間労働時間2000時間以上ということで、制度基本方針をクリアしているということで、Aのみということになります。
- ・二木代理 それでは、引き続き議案に入りたいと思います。
（塩原会長、山崎委員、上條委員、竹内委員、退室）
- ・二木代理 それでは、農政課より説明をお願いします。
- ・上條主事 （資料に従い説明）
- ・二木代理 それでは、この2件について質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか？
- ・委員 （「異議なし」の声）
- ・二木代理 それでは、ないようですので挙手にて承認をとります。まず、認定農業者について賛成の方は挙手をお願いします。
- ・農業委員 （全員挙手）
- ・二木代理 全員の挙手がありましたので可といたします。それでは、引き続き認定新規就農者の件について、賛成の方は挙手をお願いします。
- ・農業委員 （全員挙手）
- ・二木代理 全員の挙手がありましたので可といたします。以上で、議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

①松本農業改良普及センター（資料のみ）

②視察研修積立金の清算について（中澤主事説明）

③感謝状贈呈及び歓送迎会について（溝口局長説明）

④その他

(5) 閉 会 二木会長代理

午後 4 時 4 0 分終了